

主な記事

2・3面 2024都本部組織集会

2024人員確保闘争・現業統一闘争 第2次闘争 結果

コラム 政治って働き方に影響あるの？

4面 私のおすすめ (多摩川競艇労働組合 執行委員長 中神 典世)

連載 私たちが働きやすい職場づくり「岸まきこ」ともに◎ 公競評



千代田区飯田橋3丁目9番3号
SKプラザ4階
電話 03-3556-3755
自治労東京都本部 発行
企画 総務局
責任者 松村 誠治
編集者 須崎 崇文
1部10円(但し組合員は組合費に含む)

2024賃金確定闘争、始まる 都・区ともに引上げ勧告

(都10,595円2.59%、0.2月・区11,029円、2.89%、0.2月)

概要	都	特別区	国
公民較差	10,595円 (2.59%)	11,029円 (2.89%)	11,183円 (2.76%)
給料表	平均改定率：2.7% (0.3%~17.9%)	平均改定率：3.0% (0.3%~15.6%)	平均改定率：3.0% (1.1%~14.1%)
一時金	4.65月⇒4.85月 (0.2月引上げ) 再任用2.45月⇒2.55月 (0.1月引上げ) 配分：期末、勤勉に均等配分(再任用含む)	4.50月⇒4.60月 (0.1月引上げ) 再任用2.35月⇒2.40月 (0.05月引上げ) 配分：期末、勤勉に均等配分(再任用含む)	4.50月⇒4.60月 (0.1月引上げ) 再任用2.35月⇒2.40月 (0.05月引上げ) 配分：期末、勤勉に均等配分(再任用含む)
地域手当	20%	20%	都：16% 区：20%
扶養手当	配偶者：6,000円 ⇒廃止 子：9,000円 ⇒13,000円 2年で段階的に実施	配偶者：6,000円 ⇒廃止 子：9,000円 ⇒10,500円 3年で段階的に実施	配偶者：6,500円 ⇒廃止 子：10,000円 ⇒13,000円 2年で段階的に実施
通勤手当	支給限度額：55,000円+新幹線・特急料金1/2 (上限2万円) ⇒150,000円 (新幹線・特急料金も範囲内で全額支給)	見直しに向けた検討	支給限度額：55,000円+新幹線・特急料金1/2 (上限2万円) ⇒150,000円 (新幹線・特急料金も範囲内で全額支給)
再任用職員の手当支給拡大	言及なし	能力及び経験の活用 に資する取組の検討	・住居手当 ・特勤手当 ・寒冷地手当 他
その他	在宅勤務手当の新設		

※実施時期について
【給料表】 都・区：2024年4月遡及
【一時金】 都：12月期一時金、区：条例交付日
【諸手当】 都・区：2025年4月

都・区の勧告の状況
月例給について、東京都人事委員会勧告では、公民較差10,595円、2.59%とし、平均改定率2.7%の給料表の引上げ改定とした。特別区人事委員会では公民較差11,029円、2.89%とし、平均改定率3.0%の給料表の引上げ改定とした。都・区とも給与制度のアップデート

トをふまえ初任給に重点が置かれ、中高年層の引き上げ幅は1,000円程度に留まり、到底納得できる改定内容ではない。都・区とも実施日は2024年4月とされている。一時金については都・区ともに0.2月の引上げ(再任用0.1月)とし、引き上げ分は期末手当および勤勉手当に均等に配分するとされた。期末手当に引き上げるとし、今夏出さ

10月9日に特別区、18日に東京都の人事委員会がそれぞれ職員への給与等に関する勧告を行った。都・区ともに3年連続の月例給および一時金を引上げる勧告が行われた。平均引上げ額は都・区ともに1万円を超える勧告となつたが、中高年層では都・区ともに1,000円(0.3%)に留まっている。国の勧告でも最低引上げ額は3,300円であり、1%を上回る引上げとなっている。民間春闘や引き続く物価高騰、そして東京の生活実態を踏まえれば到底、納得できる勧告内容ではない。都本部は2024賃金確定闘争方針を確立し、全単組、全組合員の結集のもと、全力で取り組む。

分されたことは一定評価できる。実施日は都人勧では2024年12月期から、区人勧では条例公布日からとされている。また、諸手当では、特に扶養手当について、都・区ともに配偶者にかかる手当を廃止し、子にかかる手当の引き上げを行う。相違点として都人勧では子にかかる手当を13,000円に引き上げるとし、今夏出さ

再任用・中高年層の賃上げ急務 市町職、地域手当20%実現をめざす闘い

れた人事院勧告と同様に2年間で段階的に実施としたが、区人勧では子にかかる手当を10,500円、3年間の段階的引き上げとしている。都・区ともに2025年4月からの実施としている。配偶者にかかる手当のみ支給対象の場合は減額されるのみとなり、課題が残る。なお、人事院勧告では再任用職員の手当支給を拡大するとして、住居手当も対象として勧告されているが、都人勧では全く触れられず、区人勧では今後の給与制度についての検討の中で、中高年層職員の能力及び経験の活用に関する取組の検討を進めていく必要とされた。支給拡大の見直しにむけた言及に至っていない。

要求書提出基準日	10月30日(水)
回答指定日	11月8日(金)
交渉ゾーン	11月8日(金)~11月14日(木)
交渉ヤマ場	11月14日(木)
統一行動日	11月15日(金)

自治労組織内候補予定者

自治労東京都本部は、第49回中央委員会において第27回参議院議員選挙全国比例区における自治労組織内候補予定者に「岸まきこ(現参議院議員)の推薦を決定しました。

岸まきこ

都本部の闘争方針
闘争方針では東京の生活実態・業務実態に見合う賃金水準と一時金の支給月数とするのが適当であるとして、これまで国の支給基準を超えることで課せられてきた特別交付税の減額措置も廃止された。これらは人員確保の観点から講じられた措置であり、三多摩地域においては区部と同様の20%を実現していくことが重要だ。また、再任用職員については、豊富な知識や経験を持っているにもかかわらず、その賃金水準は年金支給開始年齢が65歳となった今日においても、60歳からの年金支給を前提とした低水準のままだ。一時金の支給月数を求めることが急務である。2024賃金確定闘争は

東奔西走
20代で結婚、その後子育て、あれからあつという間に30年が経過し、こんな私にも初孫ができて、10月に3歳の誕生日を迎えた。これまでの人生、長いようで短く感じているのは年のせいなのか、充実していたからなのか、はつきり言っていない。家族を養うためにがむしゃらに生きてきたのかもしれない。誰でもそうだと思うが、人生の中で仕事は大半を占めるものであるため、働く場の業務内容、あるいは人間関係が最も重要になってくる。今年の春闘では民間賃金が上がり、公務員賃金も上がる中、賃上げは非常にありがたい事ではあるが、人生の大半は職場で働くことであるため、お金も必要だが「働きやすい職場」「子育てしやすい職場」をめざすべきではないかと思う。今後、長きにわたり働く若い組合員の皆さんへ。これらの役所人生、あなた次第で大きく変わるはず。楽しい人生を送るようエールを送る。
(新海)

